

第五次多摩市総合計画 第2期基本計画

概要版

～みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩～



多摩市職員
にやんとも TAMA 三郎

平成 27 (2015) 年 4 月



はじめに

多摩市は、北部では多摩川に臨み、南部には多摩丘陵が走る、緑豊かなまちです。市内には、昔から西国と東国を結ぶ交通の要衝として尾根道（多摩よこやまの道）が東西に横断し、万葉集に防人として北九州に向かう兵士達が家族との別れを惜しんだ歌など地名が登場するまちでもあります。

昭和 46（1971）年の多摩ニュータウン（諏訪・永山地区）第 1 次入居開始以来、都市基盤は急速な発展を遂げて、人口も大幅に増加しました。そうした時代の変化の中で、様々な地域から集まった人々がコミュニティを築き、ともに手を携えて市のまちづくりを進めてきました。

そうした中、まちづくりの基本的な指針として、市ではこれまで 5 次にわたって総合計画を策定し、多摩市自治基本条例の理念のもと、情報共有、計画策定・評価への市民参画など、市民の皆さんとともに計画を推進してきました。

平成 27 年度からは、「第五次多摩市総合計画 第 2 期基本計画」がスタートします。この計画の推進にあたっては、取り組みの方向性として位置付けた 3 つの柱「①健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」、「②市民がデザインするまち・多摩の創造」、「③発信！未来へつなぐまち・多摩」の視点を各々の施策に横断的に取り入れながら、総合的に施策の推進を図っていきます。

また、計画を着実に推進するために、行財政改革と公共施設の縮減問題に取り組み、持続可能な多摩市のまちづくりを目指してまいります。

まちづくりの主人公は市民の皆さんです。この計画も、無作為抽出で選ばれた市民の皆さんによるワークショップ（たま市民討論会）、若者世代・市民団体アンケート、公募の市民委員も含めての総合計画審議会など、様々な市民の皆さんのご意見や議論を踏まえ、また、市議会のご意見をいただきながら策定しました。

日本はかつて経験したことのない人口減少社会の中にあり、特に本市では高齢化が急ピッチで進んでいます。将来の予測が難しい時代ではありますが、目指すまちの姿をしっかりと共有し、市民、NPO、団体、事業者、大学、行政などの多様な主体が、それぞれの強みを最大限に発揮し、共に力を合わせながら、市民一人ひとりが幸せを実感できる、「笑顔」があふれる多摩市、誰もが住んでいることを誇りに思える多摩市を実現していきましょう。



多摩市長 **阿部 裕行**

目次

この計画は市民の皆さんと一緒につくりました	1
総合計画の概要	2
基本構想	3
第2期基本計画策定にあたっての前提	5
第2期基本計画における3つの取り組みの方向性「3本の柱」	7
1 本目の柱 健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造	8
\square 多摩市が目指す2050年の大人づくり 地・産・学・官が育む持続発展教育・ESD	9
2 本目の柱 市民がデザインするまち・多摩の創造	10
\square 民間企業と連携した地域コミュニティの活性化～ニュータウン地域を中心とした移動販売～	11
3 本目の柱 発信！未来へつなぐまち・多摩	12
\square 多摩ニュータウンの再生に向けて	13
\square 市民協働による「みどりのルネッサンス」の取り組み	14
第2期基本計画の目標体系	15
第2期基本計画の主な取り組み	16
目指すまちの姿1 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち	17
目指すまちの姿2 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち	19
目指すまちの姿3 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち	23
目指すまちの姿4 働き、遊び、学び みんなが活気と魅力を感じるまち	26
目指すまちの姿5 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち	27
目指すまちの姿6 人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち	29
計画を推進するために	30



この計画は市民の皆さんと一緒につくりました

- この計画の策定にあたっては、市民ワークショップ（たま市民討論会）、若者世代・市民団体アンケートなど、さまざまな形で市民の皆さんから意見を伺いました。
- いただいたご意見は、公募の市民委員や学識経験者等で構成される総合計画審議会、議会、市役所内部の委員会などの場で、ご意見を踏まえた議論により、計画に生かしています。（市の公式ホームページや行政資料室で公開しています。）

平成 26（2014）年 6 月 市民団体アンケート

市内で活動している団体からのご意見を計画に反映させることを目的に実施し、267 団体中 83 団体から回答いただきました。

平成 26（2014）年 12 月 市内説明会

市内 2 ヶ所で計 59 人が参加し、延べ 37 件の貴重なご意見をいただきました。

平成 26（2014）年 12 月 パブリックコメント（市民意見）

市民の皆さんから計 18 件、延べ 31 件の貴重なご意見をいただきました。

平成 26（2014）年 6 月 高校生世代・大学生世代アンケート

市の将来を担う若者世代からのご意見を計画に反映させることを目的に実施し、1,050 人中 172 人から回答いただきました。

平成 27（2015）年 4 月 第 2 期基本計画のスタート !!

平成 27（2015）年 1 月 市議会 全員協議会

計画案に関するご意見を伺いました。

平成 26（2014）年 9 月 市民ワークショップ（たま市民討論会）

無作為抽出で選ばれた 33 人の市民の皆さんに、普段感じている多摩市の魅力や将来の多摩市への想いを、カフェのようなリラックスした雰囲気の中で話し合っていました。

平成 26 年 6、9、12 月 市議会 総務常任委員会

計画の作成状況を報告しました。

平成 26（2014）年 8～11 月 総合計画審議会

公募の市民委員、学識経験者など計 15 人で構成される審議会では、皆さんからいただいた意見を踏まえて、計 5 回の議論を重ねました。



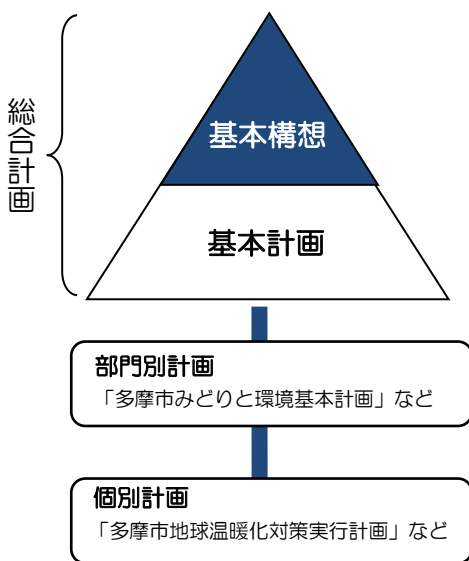
総合計画の概要

位置づけ

- 市民^{※1}と行政の共通の目標として、まちづくりを進める上で根幹となる計画です。
- 今後のまちづくりの総合的な指針となるもので、市の様々な行政計画の中で、最上位に位置づけられます。

構成

- 基本構想、基本計画の2層で構成されます。
- 評価・予算との連動（PDCA サイクル^{※2}）と行政改革により推進していきます。



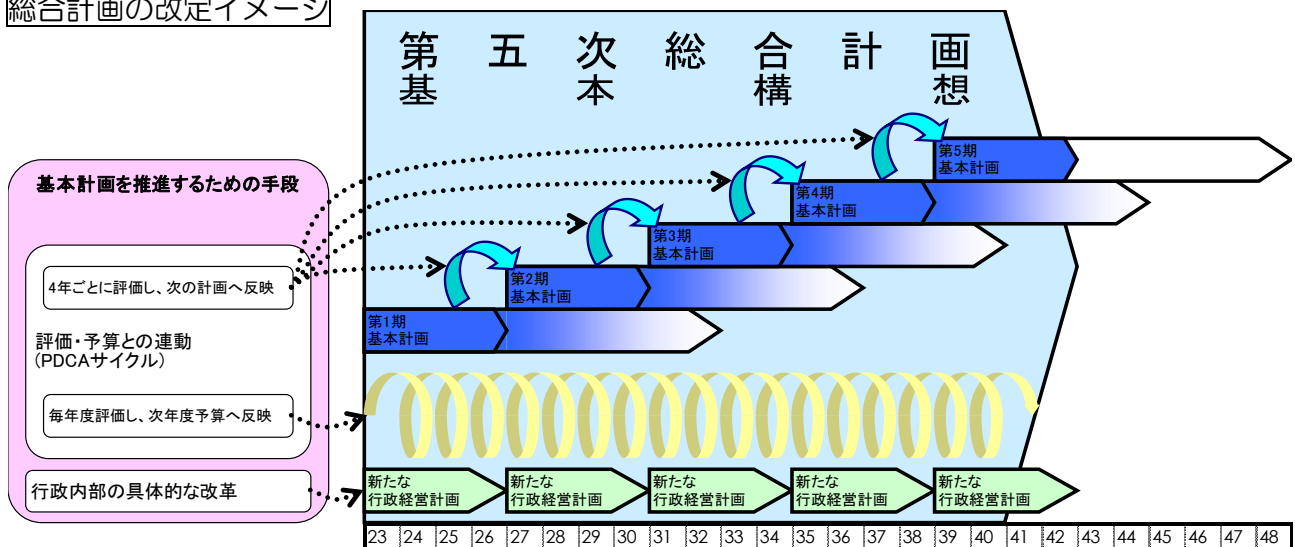
基本構想

- 期間：平成 23 年度からの概ね 20 年間
- 将来都市像、目指すまちの姿、基本姿勢などを示します。
- 社会経済情勢の動向等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

基本計画

- 期間：第 1 期：平成 23（2011）年度からの概ね 10 年間
第 2 期：平成 27（2015）年度からの概ね 10 年間
- 基本構想を実現するための政策、施策、財政の見通しなどを示します。
- 達成状況を把握するため、成果目標値を設定します。
- 実効性を確保するため、4 年ごとに 10 年間の計画として改定します。

総合計画の改定イメージ



※1 市民：市内に住んでいる人だけでなく、仕事先や学校が市内にある人、市内で事業を営んでいる法人、市内で活動する団体（NPO 団体・自治会等）を含みます（多摩市自治基本条例第 3 条第 2 項）。

※2 PDCA サイクル：Plan-Do-Check-Action（計画-実行-評価-改善）のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとするマネジメント手法のことです。

基本構想

まちづくりの基本理念

多摩市自治基本条例^{※1}の理念を踏まえて、まちづくりを進める上で最も基本となる理念を定めました。

1

市民主権による新しい地域社会の創造

多摩市の主人公は私たち市民です。地域のことをともに考え、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民主権による新しい地域社会を創造していきます。

2

豊かなまちを次代へ継承

様々な市民の取り組みにより培われ、受け継がれてきた財産を次代へ引き継いでいくために、市民主体のまちづくりをさらに広げ、みんなでこのまちを守り、育てていきます。

3

自立的な都市経営

少子化・高齢化をはじめ様々な社会の変化に的確に対応するとともに、自立した都市経営を進めることで、将来にわたって豊かに暮らすことができる持続可能なまちづくりに努めます。

将来都市像

多摩市の将来のあるべき姿を、みんなで共有するために定めました。

みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

安心して快適に暮らせるまちの中で、いきいきと幸せに過ごしている状態です。

市民のだれもが、それぞれの輝きを放ち、互いに関わり合いながら共存するまちのことです。生物の多様性、多文化の共生、活力にあふれたまちの賑わいなど、様々な意味を含んでいます。

目指すまちの姿

将来都市像が実現したときのまちの姿です。

4つの視点	6つの「目指すまちの姿」	主な分野
市民の暮らし	①子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち ②みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち	子育て・子育て、学校教育 健康、医療、福祉
市民の力・地域の力	③みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち	市民活動、コミュニティ、生涯学習、文化
活力ある都市	④働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち ⑤いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち	産業振興、雇用、観光 都市づくり、住宅、防災、交通
環境	⑥人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち	環境

※1 多摩市自治基本条例：まちの自治の最も基本的な理念および行動原則を定めた市の最高規範です。市民を主体として条例づくりが行われ、平成16(2004)年8月に施行されました。

「目指すまちの姿」の関係概念図

- 「目指すまちの姿」の関係は並列のものではなく、それぞれが影響し合う関係にあります。
- 多摩市を取り巻く環境として、他の自治体や東京都、国、世界、地球があります。
- 市民、NPO、団体、事業者、大学や行政など多様な主体が協働・連携し、それぞれの役割を担いながら、目指すまちの姿の実現に向け取り組みます。
- 「目指すまちの姿」が実現することにより、将来都市像も実現されます。



「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

- 1 市民主体のまちづくりの推進**

まちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。自らできることは自ら行うことが重要です。一人の力ではできないことも、多様な力を結集することでできるものが多くあります。市民主体でまちづくりを担い合い、支え合い、豊かな地域社会を築いていきます。そのために、市民主体のまちづくりを支える新たな自治の仕組みづくりにも取り組みます。
- 2 持続可能な質の高い行財政運営の推進**

行政が担うべき基本的な業務やセーフティネット^{*2}はしっかりと維持します。そして、社会の変化に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するとともに、将来の世代へ引き継いでいける財政構造をつくるため、事業者、大学、他の自治体等との連携の推進や、新たな経営手法の積極的な活用などさまざまな取り組みを行います。

※2 セーフティネット：市民が安心して暮らすことができるように、最低限度の生活を保障する仕組みのことです。

第 2 期基本計画策定にあたっての前提

第 1 期基本計画の評価

- 第 1 期基本計画では、PDCA のマネジメントサイクルに則し、各年度の進捗状況を評価した上で、計画の達成に向けた取り組みを進めました。また、多摩市自治基本条例に基づき、市民との情報共有、計画策定・評価への市民参画などを行い、「市民とともに持続可能なまちづくりを実現するための長期的な取り組み」を推進しました。
- 市民による外部評価の仕組みとして、平成 22（2010）年度から事業仕分け的な行政評価市民委員会を実施してきましたが、平成 24（2012）年度からは住民基本台帳から無作為に抽出された市民の皆さんが、市民目線で施策を評価する「行政評価市民フォーラム」を実施しています。
- 成果目標値 114 項目のうち、約 65 パーセントの施策が順調に推移しています。成果目標値に達しなかった施策は、各年度の評価の結果を踏まえて、第 2 期基本計画の「施策の方向性」や「今後の重点的な取り組み」に反映させています。
- 各年度の達成状況は、「行政経営報告書」により公表しています。



行政評価市民フォーラムの様子



平成 26 年度多摩市行政経営報告書

今後の課題

- 平成 27（2015）年 1 月の高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）は 25%を超え、市民の 4 人に 1 人以上が高齢者となりました。また、高齢者がいる世帯の約 6 割が「一人暮らし」または「高齢者のみ」の世帯となっています。
- 多摩ニュータウンでは、昭和 46（1971）年の第 1 次入居（諏訪・永山地区）開始から 40 年以上が経過し、少子化・高齢化の進展、住宅設備の老朽化などが課題となっています。今後、多摩ニュータウンの再生に向けて、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）やリニア中央新幹線の整備の動きも視野に入れながら、ハードとソフトの両面から取り組みを進める必要があります。
- 多くの公共施設が一斉に老朽化していきます。今後必要な施設を安全に維持していくためにも、計画的に統廃合や集約化を進めていかなければなりません。



多摩ニュータウン再生プロジェクト
シンポジウムの様子



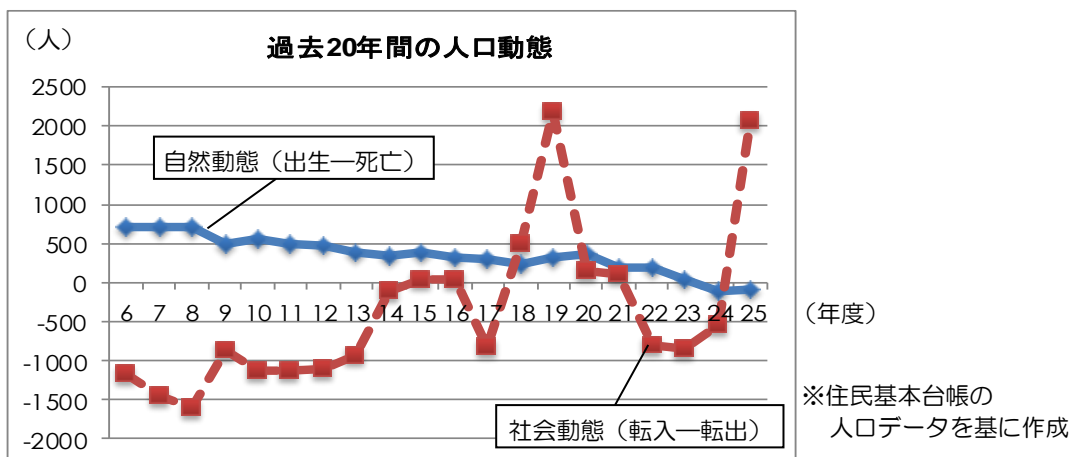
「公共施設の見直し方針と行動プログラム」
に関する説明会の様子

計画期間中の想定人口※

※想定人口...市の取り組みによる人口増を加味した将来の目標人口

過去 20 年間の人口動態について

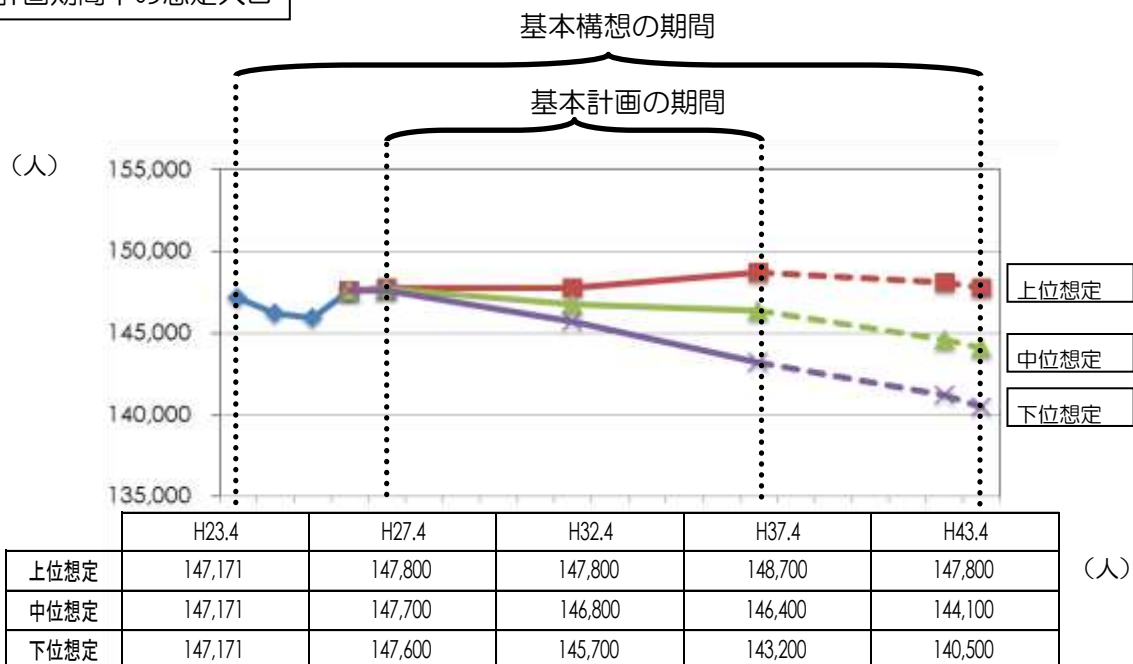
- 多摩市の自然動態（出生－死亡）は出生数の減少と死亡数の増加により、平成 24（2012）年からマイナスになりました。
- 社会動態（転入－転出）は、転出超過によりマイナスの傾向にあります。平成 19（2007）・25（2013）年は転入超過によりプラスです。主な理由は、大規模集合住宅の竣工によるものと考えられます。



想定人口について

- 国全体が人口減少時代へ突入し、多摩市も緩やかに人口減少に向かうものと考えられます。
- 年齢構成は、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が上昇する一方、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は低下する見込みです。
- 今後、年齢構成を意識し、まちの魅力を高める取り組みを進めることにより、期間中の人口総数の推移を、横ばい・微減に留めることを目指します。

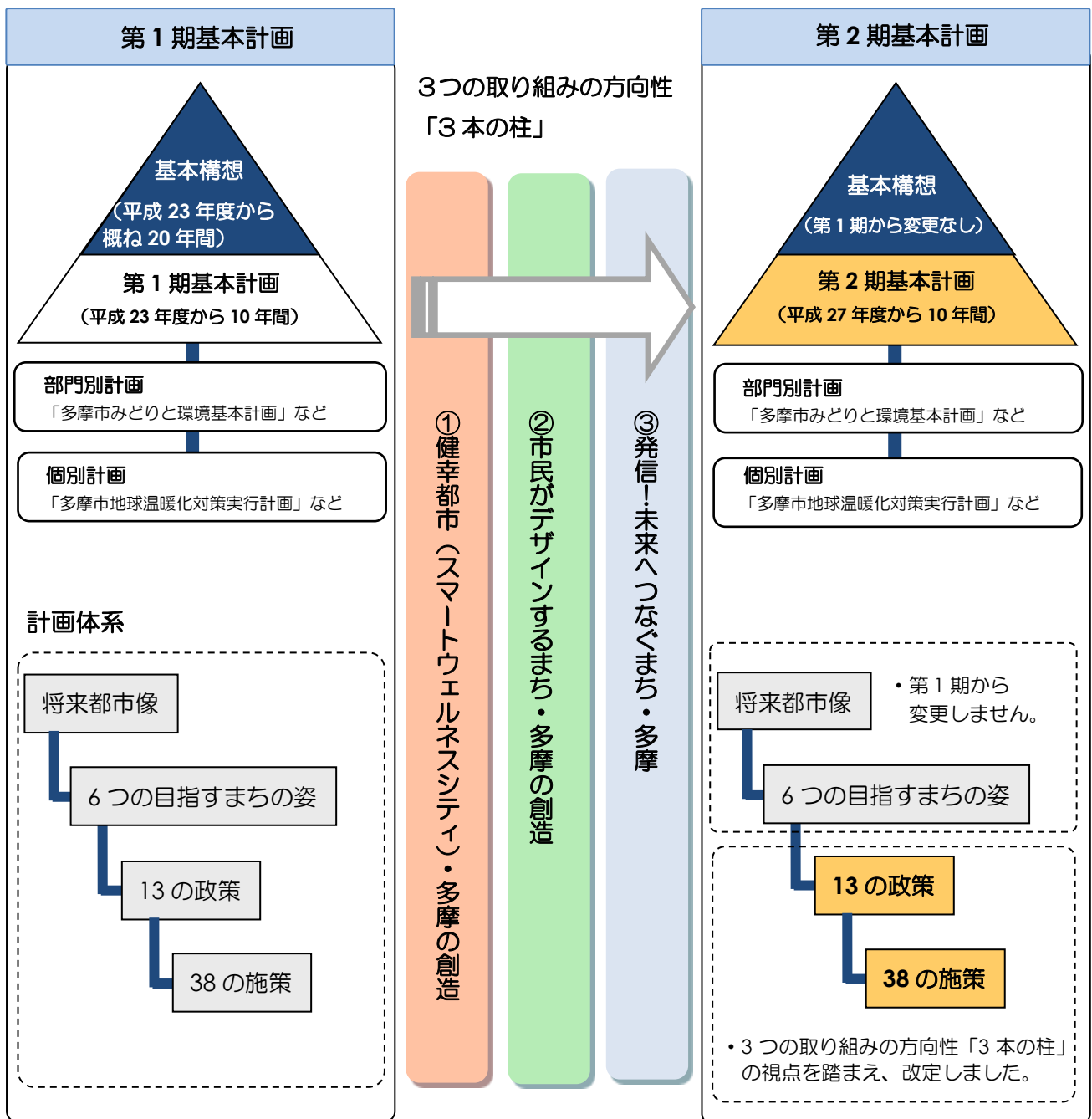
計画期間中の想定人口



※国立社会保障・人口問題研究所（平成 25（2013）年 3 月 日本の地域別将来推計人口）及び平成 26（2014）年 4 月の住民基本台帳の人口データを基に作成

第2期基本計画における3つの取り組みの方向性「3本の柱」

- 基本計画は、計画の実効性を確保するため、4年ごとに選出される市長の公約も踏まえ、4年ごとに10年間の計画として改定します。
- 第2期基本計画は、3つの取り組みの方向性（3本の柱）をもとに、改定しました。
 - ① 健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造
 - ② 市民がデザインするまち・多摩の創造
 - ③ 発信！未来へつなぐまち・多摩



1 本目の柱



健幸都市(スマートウェルネスシティ)・多摩の創造

健幸都市(スマートウェルネスシティ)とは？

身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち

- 起伏に富み、景色の変化が楽しめる環境を活かし、様々な健康づくりの活動を応援します。
- 歩くこと、外出することが楽しくなるようなまちづくりをします。
- 市民や地域、関係機関と連携・協働し、だれもが暮らしやすいまちづくりを目指します。
- 人々の信頼関係や結びつき(ソーシャルキャピタル)が強い社会や地域ほど健康な人が多いことから、市民のつながりを育み、地域で支え合う信頼のネットワークを構築します。

★★★こんな取り組みを行います！★★★

- 子ども・子育て支援新制度に基づく多様な保育サービスの提供
- 地域子育て支援拠点施設^{※1}の機能強化



たまっこひろばの様子

- 地域が主体的に行う健康づくりを支援
- (仮称)健幸都市条例(宣言)の検討



健康づくり推進員 月例ウォーキングの様子

- 持続発展教育・ESD^{※2}(2050年の大人づくり)の推進



Web会議システムを使った授業の様子

- 介護予防ボランティアポイント制度^{※3}の活用
- 多摩市版地域包括ケアシステムの検討
- (仮称)健幸都市条例(宣言)の検討



いきがいデイサービスの様子

※1 地域子育て支援拠点施設：子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場のことです。

※2 持続発展教育・ESD：9ページ参照

※3 介護予防ボランティアポイント制度：平成26(2014)年12月から開始。高齢者のボランティア活動実績を「ポイント」として評価することで、介護予防を促進し、元気な高齢者が地域に貢献できるようにする制度です。

コラム 多摩市が目指す 2050 年の大人づくり 地・産・学・官が育む持続発展教育・ESD

本市では、子どもたちを、身近にある環境や社会的な課題について多面的に考え、解決を図っていくことができる人材や、地域の文化を理解し、未来に継承発展させていくことができる人材として育成することが重要であると考えています。

そこで、平成 21（2009）年度から「2050 年の大人づくり」をキャッチフレーズに、全小・中学校がユネスコスクールに登録し、持続発展教育・ESD に重点的に取り組んでいます。

持続可能な社会の担い手は、私たち大人もその一人です。今後は、地域、大学、NPO、企業等との連携を強めながら、持続可能な社会の担い手を育てる教育を小・中学校を中心に市内で、総合的に展開します。

地

教育連携支援事業や 市民活動団体等との連携

様々な技能や経験をもつ地域の皆さんの力と学校教育を、地域に精通した教育連携コーディネーターなどがつなぎ、児童・生徒に、環境や伝統文化など様々な教育機会を提供しています。



産

企業との連携

多摩商工会議所と連携し、「未来を拓く中学生の職場体験」を実施しているほか、多くの企業から、教育用の備品や資材（太陽光パネル・机の天板・ミシンなど）の提供や体験学習の指導等の協力をいただいています。



学

大学等との連携

恵泉女学園大学は、市内の学校等への菜園教育の支援などのESDの推進、国士舘大学は野外自然活動の場や授業補助等、多くの学生ボランティアを紹介いただいています。他にも多摩大学や大妻女子大学、帝京大学等、市内の大学等から支援をいただいています。



官

行政機関との連携

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターと連携した中国・韓国の教職員との交流や、海外の学校との国際交流を Web 会議等を通して継続していきます。また、環境部のグリーンカーテンプロジェクトや環境地図展、くらしと文化部の子ども広島派遣事業など、市役所内の多くの部局が連携しています。



2 本目の柱



市民がデザインするまち・多摩の創造

市民がデザインするまちとは？

市民の主体的・自主的な想いを活かし、力を合わせて地域課題の解決に取り組むまち

- 市民目線、利用者目線に立ったきめ細やかなサービスを展開するためには、市民がデザインする視点が重要です。
- 行政は、市民主体のまちづくりの具体化に向けて、徹底した情報公開とわかりやすく積極的な情報提供、ICT※¹（情報通信技術）の利活用、丁寧な対話、協働などを進めます。

★★★こんな取り組みを行います！★★★

- 市民主体のまちづくりに向けた人材の発掘・養成



わがまち学習講座 ワークショップの様子

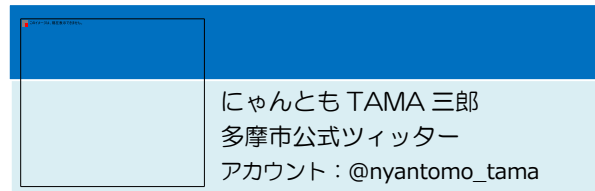
- 大学や企業との連携の推進



ビジネススクエア多摩
（多摩信用金庫、多摩大学、多摩市の産官学で運営する創業支援施設）



- 市政情報の提供方法の改善、市民目線にたった情報発信の工夫など



- 援農ボランティア制度の構築



農業委員会と児童館との共催による体験農業

- 地域防災力の強化



総合防災訓練（初期消火訓練）

※1 ICT：Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術。市が保有する情報を、だれもが再利用可能な方法で公開するオープンデータを含みます。

コラム 民間企業と連携した地域コミュニティの活性化 ～ニュータウン地域を中心とした移動販売～

京王電鉄株式会社と本市は、平成25（2013）年8月に、地域の諸課題やポテンシャルについて認識を共有化するため「地域発展の推進に関する包括連携協定」を締結し、「幸せな暮らしの実現」、「住んでもらえるまち・選んでもらえるまち」を目指し、地域の持続的な発展に向けて取り組んでいます。

その一環として、京王電鉄株式会社は、市内のニュータウン地域を中心に、肉、魚、野菜などの生鮮品をはじめ、米、パン、牛乳、卵、惣菜、冷凍食品、調味料、日用雑貨など約300品を取り揃えた移動販売を開始しました。

多摩ニュータウンを中心としたエリアは、勾配のある地域特性や商店の減少などから、特に初期の入居地域で日常の買い物に不便を感じる方が増えています。移動販売を実施することで、買い物の利便性を高め、多世代にとって暮らしやすいまちづくりと地域コミュニティの活性化を図っています。



移動販売の様子



3 本目の柱



発信！未来へつなぐまち・多摩

発信！未来へつなぐまちとは？

古くからの歴史を残し成熟した既存地域と新たに生まれた多摩ニュータウンが融合した、「なつかしくて、あたらしいまち」の魅力をさらに高め、持続可能で未来へつなぐまち

- 多摩ニュータウン再生の取り組みを、新たなまちづくりのチャンスと捉え、未来へつなげます。
- 企業誘致、創業支援、公共施設の更新、再生可能エネルギー^{※1}の普及、地産地消の推進など、多摩市を元気にする様ざまな取り組みを市民とともに進めることにより、「暮らし続けたい、暮らしてみたい多摩」を発信します。

★★★こんな取り組みを行います！★★★

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、各種施策の推進



ロンドンオリンピック感動をありがとうイベント

- 地域資源（キャラクターなど）を活用した新たなまちの魅力発信
- 観光によるまちづくりを進める新たな組織づくり



多摩センターイルミネーション

- 多摩ニュータウン再生の取り組み



ブリリア多摩ニュータウンの街びらきイベント

- 聖蹟桜ヶ丘駅周辺の面的整備
- 都市基盤・公共施設の更新と庁舎のあり方の検討



聖蹟桜ヶ丘駅周辺

- 市民協働による「みどりのルネッサンス^{※2}」



グリーンボランティアの活動

- 再生可能エネルギーの普及啓発



多摩第一小学校の太陽光発電

※1 再生可能エネルギー：石油や石炭などのように資源が枯渇せず、繰り返し使える太陽光・風力・地熱などのエネルギーのことです。

※2 みどりのルネッサンス：14ページ参照

コラム 多摩ニュータウンの再生に向けて

●諏訪2丁目住宅の建替え

平成25(2013)年10月、640世帯の諏訪2丁目住宅が、多摩ニュータウン初の大規模建替え事業により、1,249世帯のマンションに生まれ変わりました。地域の活性化につながる「まち」の再生を目指して、東京都や事業関係者が積極的に関与しながら建替えが進められました。建替え後の敷地内には、コミュニティカフェのほか、保育所、クリニック、高齢者支援施設などが設置され、また、お花見などの交流イベントも実施されており、コミュニティ形成にも配慮されています。



建替え前の諏訪2丁目住宅



建替えが終了した諏訪2丁目住宅
(平成25(2013)年10月)

●(東京都の動き) 諏訪都営住宅の建て替え検討・南多摩尾根幹線の整備促進

平成26(2014)年5月、舛添東京都知事の多摩ニュータウン視察を期に、諏訪都営住宅の建替えも検討が始まりました。さらには、東京都の長期ビジョン(平成26(2014)年12月)に南多摩尾根幹線の整備推進が掲げられています。

●統廃合により使用しなくなった学校跡地の活用

平成27(2015)年4月、旧南豊ヶ丘小学校は人工芝のサッカーグラウンドなどを備えた施設として生まれ変わります。

東京ヴェルディ1969フットボールクラブ(株)が設立した一般社団法人が、市から校舎・土地を借りて、校庭部分への人工芝グラウンドの整備および旧校舎を改修しました。

市をホームタウンとする日テレ・ベレーザの練習などにも活用され、スポーツを通じたまちづくり、人づくりへの貢献に期待が高まっています。



●まちの魅力を発信する特設サイトの開設

平成27年(2015)1月、多摩ニュータウンを中心に、まちの魅力を発信する特設サイト「丘のまち～東京・多摩ニュータウンに暮らす～」を開設しました。まちで暮らす人たちのインタビュー「丘のまち物語」やおでかけスポットなどを、公式ホームページとは違った趣向で発信していきます。市外の友人にぜひこのサイトを紹介してみてください!

ホームページ <http://www.tama-newtown.tokyo/>



コラム 市民協働による「みどりのルネッサンス」の取り組み

本市では、豊かなみどりを活かして、市民協働で積極的にみどりを活用していくための「みどりのルネッサンス」の運動を進めています。具体的には、生物多様性の確保、暮らしの安全安心とみどりの調和、市民の関わりによる公園緑地の活用を通じた育成管理の体制づくり、公園緑地の計画的な更新、みどりのボランティアの育成などを一体的に進めています。今回はこれらの取り組みの中から、いくつかご紹介させていただきます。

公園緑地の積極的な活用に向けた「みどりの管理シート」づくり ～市民ワークショップの開催～

ワークショップでは、参加者全員で現地を実際に歩いたり、班ごとに分かれて意見交換を行ったりしながら、公園の現状やこうなったらいいなという理想像、そしてその理想に近づくためにできること等を「みどりのカルテ」としてまとめます。

その後、カルテをもとに、樹木の専門家の意見を踏まえながら、今後の公園緑地の活用方法やみどりの管理方針を示した「みどりの管理シート」を作成します。この「みどりの管理シート」を市民の皆さんと市で共有しながら、みどりを積極的に活用していただくことが、公園の持続的な育成管理へとつながっていきます。



ワークショップ
(現地を実際に歩いている様子)

市と市民が連携した地域の緑保全のための講座の開催 ～グリーンボランティア講座～

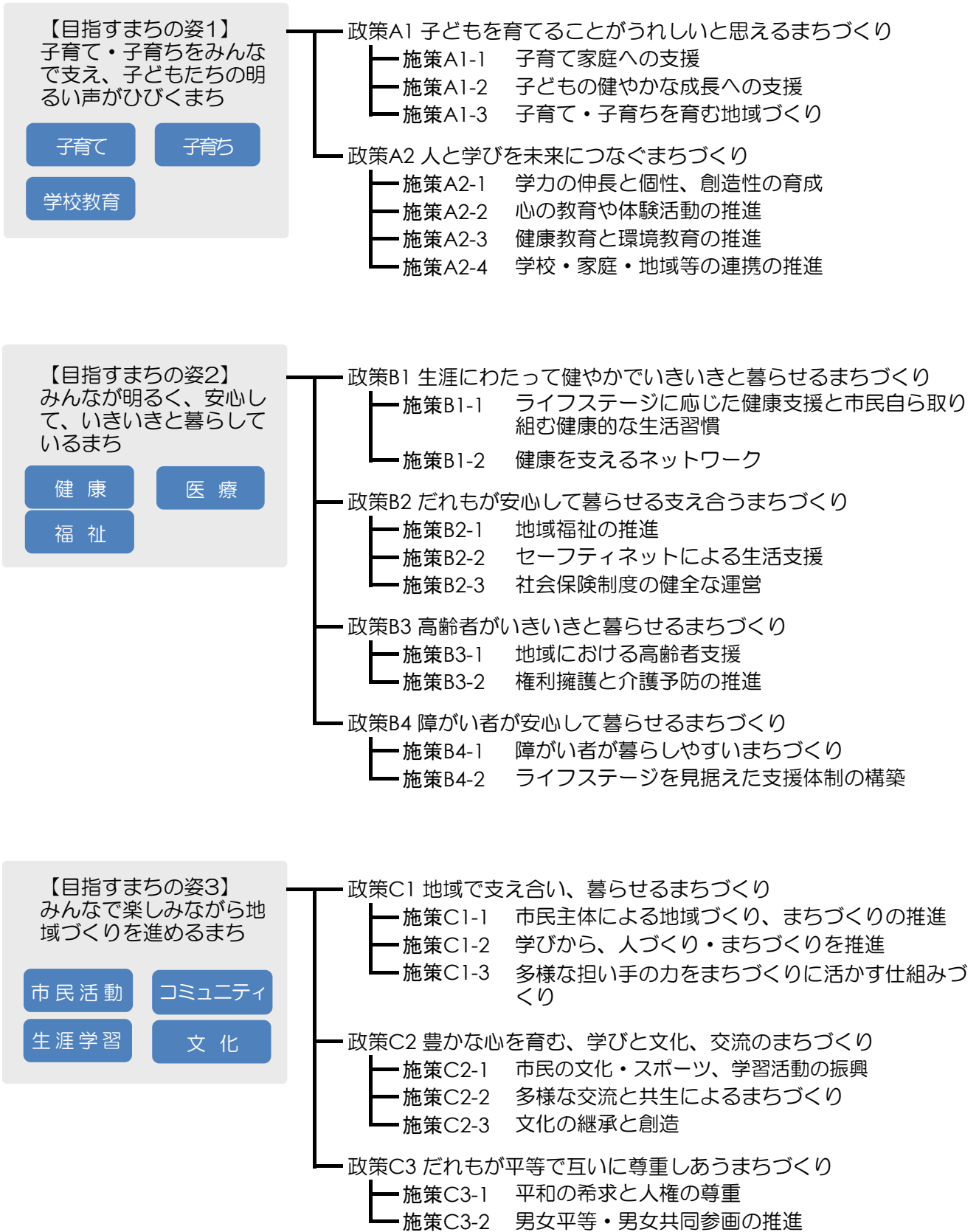
本市では、市民有志（多摩グリーンボランティア森木会）と協働し、公園・緑地の剪定、伐採といった樹木の育成管理活動に参加するグリーンボランティアを養成する講座を開催しています。

基本的なことを学ぶ「初級講座」のほか、ステップアップと地域活動の核となる人材育成を目指す「中級講座」も設置しています。今後、「上級講座」の設置も検討しており、体系的なボランティア育成を図っていきます。修了生は300人を超え、市内の公園緑地を中心に活発に活動しています。



グリーンボランティアの活動

第2期基本計画の目標体系



目指すまちの姿 1

子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

政策 A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり



現状と課題

- 保育所の待機児対策では、平成 22（2010）年度からの 4 年間で 468 人定員を拡大しましたが、引き続き対策が必要です。
- 地域のつながりの希薄化や核家族化の進展により、子育てに対する孤独感や不安感を感じるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。特に、在宅育児世帯の孤立化が進んでいます。
- 平成 27（2015）年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートします。妊娠期から始める子育て支援、待機児ゼロと質の高い教育・保育の提供、地域単位での子ども・子育て支援の充実、就学へのスムーズな接続期の支援など、切れ目のない子育て・子育て支援を推進します。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

保育園の待機児対策と学童クラブの充実

- 病児・病後児保育など多様な保育サービスの基盤整備
- 3 歳未満児に集中している待機児への対応
- 学童クラブの育成環境の向上

2

子どもの居場所づくり

- 放課後子ども教室の拡大
- 放課後子ども教室と学童クラブの連携の強化

3

地域子育て拠点施設の機能強化

- 子育て広場事業の充実
- 児童館を「地域子育て支援拠点施設」に再編
- 地域子育て拠点施設に利用者支援専門職員（(仮称) 子育て支援マネージャー）の配置

4

児童虐待防止の取り組み体制の維持・強化

- 妊娠期からの早期支援、個別ケースへのきめ細やかな対応、
- 関係機関との情報共有と適切な役割分担による見守り活動の展開



子どもみこし



青少協地区委員会によるあいさつ運動

政策 A2 人と学びを未来につなぐまちづくり

現状と課題

- 少子化、高齢化、国際化、情報化等が進み、環境教育や食育の重要性が高まるなど、子どもたちや教育を取り巻く環境は急激に変化しており、地域全体で子どもたちを育て、支えていく必要があります。
- 多摩市の子どもたちの学力は全国平均を上回っていますが、今後も学習指導の充実が必要です。
- 体力面では、全国平均を下回る種目があり、今後の体力向上が課題です。東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れながら適時に進めていく必要があります。
- 「小1問題※¹」、「中1ギャップ※²」への対応、不登校やいじめの問題、特別支援教育など、児童・生徒の一人ひとりの状況に応じた支援を充実していく必要があります。
- ニュータウン開発に伴い、学校の開設時期が重なるという特殊事情もあり、多くの学校で老朽化が進んでいます。計画的に改修・改築する必要があります。

今後4年間の重点的な取り組み

1

持続発展教育・ESDの推進

- 問題解決的な学習である持続発展教育・ESDを学校と地域の連携により推進

2

地域教育力支援事業の拡充

- 地域、学校および家庭が協働した取り組みの推進 ●地域と連携した新たな仕組みの創造

3

児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援

- 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた相談、支援、指導体制の充実や就学前からの対応、関係機関との情報共有・連携

4

安全で環境に配慮した教育施設の整備

- 通学区域の見直し、環境に配慮した学校施設の計画的な改築、改修



全小・中学校で取り組むグリーンカーテン



地域の方々とのごみ拾いボランティア活動

※1 **小1問題**：小学校第1学年の児童が、話を聞けない、授業中に座ってられない、集団行動を取れないなどの状態が継続することです。

※2 **中1ギャップ**：中学校第1学年の生徒が、中学校入学後の環境の変化によって、学習、友人関係、生活などに関する不安やストレスをもつ状態のことです。

目指すまちの姿 2

みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

政策 B1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり



現状と課題

- だれもが身体面での健康だけでなく、生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送るためには、「健康長寿」のまちづくりを、行政、市民、事業者などが連携し進めることが重要です。
- 自分自身や家族への健康に関する関心が高まっています。運動や食事バランスのチェックなど、セルフケアの中で健康的な生活が習慣化できる仕組みづくりが求められています。
- 妊娠期から子育て期への切れ目のない健康診査、相談体制の充実や、成人に対する予防医療（予防接種やがん検診など）の充実など、ライフステージに応じた支援が求められています。
- 新たな感染症などが発生・流行した場合に的確な対応ができるよう、地域の体制づくりが必要です。
- 健康で安心な生活を送ることができるよう、診療所や病院の医療体制の充実が必要です。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

予防接種事業の推進

- 近年流行した麻しん・風しんワクチン接種率の向上
- 今後定期化されるワクチンへの対応

2

自らの健康づくりの推進

- 健康づくり推進員や市民が主体的に行う健康づくり活動の支援

3

ライフステージに応じた健康診査や相談体制の充実と生活習慣病の予防

- 妊娠期から乳幼児期における検診や相談等の充実
- 成人を対象とした生活習慣病の予防（特に糖尿病予防）や、がんの早期発見・早期治療につなげる取り組み
- 健康寿命を長くするための活動の推進



健康づくり推進員 月例ウォーキング



政策 B2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり

現状と課題

- 既存の制度では対応しきれない福祉ニーズに対しては、地域での支え合いが欠かせません。しかし、自治会等の組織がない地域や、民生委員・児童委員の担い手不足などの課題があります。
- 近年、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある「生活困窮者」が増加傾向にあります。生活保護に至る前段階での相談や就労支援を行う必要があります。
- 自殺問題についても、さまざまな取り組みを進めていく必要があります。
- 多くの犯罪被害者の方は、住み慣れた地域で安定した生活を送るための十分な支援を早期に受けにくい状況にあります。支援内容の充実と市民の理解を得ていくことが課題です。

今後 4 年間の重点的な取り組み

地域福祉の推進

1

- 多摩市社会福祉協議会の地域住民懇談会※¹ や地域福祉推進委員会※²、多摩ボランティア・市民活動支援センターの充実に向けた支援
- 介護予防ボランティアポイント制度の活用

2

生活保護世帯の自立支援

- 実施体制の充実（ケースワーカー1人あたりの担当世帯数の減）
- 関係機関との連携による社会的、経済的自立に向けた支援

3

生活困窮者に対する自立支援

- 生活保護に至る前の自立支援策の強化

4

相談しやすく、支援が受けられる仕組みづくり（多摩市版地域包括ケアシステム）の検討

- 身近な地域の中で日常生活の相談や支援が受けられる仕組みづくり

5

犯罪被害者等の支援

- 犯罪被害者等支援相談窓口の周知、支援内容の充実、市民の理解の増進



犯罪被害者支援
のパネル展示



特定保健指導
栄養・運動セミナー

※1 **地域住民懇談会**：多摩市社会福祉協議会が行う取り組みの一つです。地域の住民が懇談することにより、地域福祉ニーズの掘り起こしや、課題の把握・共有化を図ります。

※2 **地域福祉推進委員会**：多摩市社会福祉協議会が行う取り組みの一つです。市内を10のエリアに分け、地域の課題を地域で解決するためのネットワークをつくります。

政策 B3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

現状と課題

- 平成 37（2025）年の高齢化率は 30%を超えるとともに後期高齢者の割合も 20%を超えることが予想されるなど、超高齢社会への対応が必要です。
- 本市では、だれもが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、「多摩市版地域包括ケアシステム」の検討を進めています。
- 「多摩市版地域包括ケアシステム」を進めるには、一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で支え、見守るネットワークの構築や権利擁護の取り組みが重要です。
- 高齢者がいきいきと暮らしていくためには、市民主体の介護予防や生きがいづくりなどを支援する取り組みが重要です。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

地域包括支援センター運営事業の強化

- 地域包括支援センターの組織・機能の強化
- 総合的なマネジメントの推進

2

在宅高齢者の見守りの推進

- 一人暮らし高齢者など、地域で暮らす高齢者の見守りや支援の充実

3

介護サービス基盤の整備促進

- 介護保険料等とのバランスを考慮した、介護サービス基盤の施設整備の推進

4

高齢者の生きがい対策の推進

- 老人クラブの支援、老人福祉センター事業の充実、シルバー人材支援センターへの支援

5

高齢者、障がい者の権利擁護及び成年後見制度の推進

- 判断能力の低下した高齢者、障がい者の金銭管理などの日常生活を支援する制度や、成年後見制度の利用の促進

6

市民が主体的に介護予防に取り組む地域づくりの推進

- 介護予防リーダーの養成、介護予防ボランティアポイント制度の活用
- 介護予防に取り組む地域づくりの推進



政策 B4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

- 平成 21（2009）年度に多摩市発達支援室を設置し、障害の早期発見、早期支援の体制を整備しました。また、障がい児の放課後活動の場として、学童クラブでの受け入れも整備していますが、今後も関係機関と協力して整備していくことが必要です。
- 障がい者の雇用の場は、平成 25（2013）年 4 月の法定雇用率の改正に伴い拡大しましたが、離職率が高い状況です。障がい者の就労・職場定着支援が課題です。
- 福祉業者に対する報酬は十分ではなく、ヘルパーや施設職員などの担い手が不足しています。社会的な地位とそれに見合った報酬の確立は、社会全体で捉えるべき課題です。
- 障がい者支援制度の狭間にある障害への対応が求められています。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

障がい者に対するサービス提供の充実に向けた施設整備等の支援

- サービス提供施設（通所施設や共同生活援助施設等）への整備補助などの事業者への支援

2

障害福祉サービス事業所等への仕事の創出と受注体制の支援

- 「障害者優先調達推進法」（平成 25（2013）年 4 月施行）に対応した、市の契約の仕組みづくり
- 市内の障害福祉サービス事業所等の支援

3

地域で障がい者を支える仕組みづくりの検討

- 市民が安心して生活できるよう地域で支え合う仕組みの構築

4

発達障害への支援

- 就学前児童の通園事業「ひまわり教室」、「発達支援室」のニーズに合わせた施設機能の充実、
- 関係機関と連携した就学・就労支援

5

多摩市チャレンジ雇用^{※1}「ハートフルオフィス」事業による就労支援

- 市役所で障がい者を雇用する多摩市チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業を通じた民間企業への就労支援

6

障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害を理由とする差別に関する相談、紛争の防止、解決を図るための体制整備、市民への啓発活動



障がい者ふれあい
スポーツ大会



障がい者
美術作品展

※1 チャレンジ雇用：知的障がい者等を、1年以内の期間を単位として、各府省・各自治体において、非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度です。

目指すまちの姿 3

みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち

政策 C1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり



現状と課題

- 平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災以降、地域コミュニティの再生・拡充や地域での支え合いの重要性が増しています。
- より豊かに安全で暮らしやすいまちをつくるためには、市民主体のまちづくり、地域を支える人材づくり、さまざまな担い手による連携・協働の仕組みづくりが必要です。
- 自治会や住宅管理組合等では、防犯や清掃活動など主体的な取り組みを行っていますが、役員の高齢化やなり手不足などの問題があります。
- コミュニティ形成の拠点であるコミュニティセンターは、今後も住民参加の拡充を図りながら、地域づくりの拠点としての機能を更に強化していくことが求められています。
- 市では、関係機関と協働・連携して、市民活動やボランティア活動の担い手の発掘・養成と活動の支援・促進しています。
- 今後、市民、団体および行政の協働によるネットワークの拡大によって地域課題の解決力の向上を図る必要があります。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

市民主体のまちづくりに向けた人材の発掘・養成

- 地域課題の解決に取り組むまちづくりの担い手となる人材の発掘・養成、活動の支援

2

市民との協働によるまちづくりの拡充

- 市民団体等との協働事業の改善や拡充によるまちづくりの推進

3

コミュニティ施設のあり方の検討

- 地域づくり、まちづくりの拠点としてのコミュニティセンター等の整備、
- 地区市民ホール・老人福祉館の再構築



「ベルブゼミ」
永山公民館



からきだ菖蒲館

政策 C2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり

現状と課題

- 文化・スポーツの分野では、子どもたちの体力の低下、文化活動の担い手不足が課題です。
- 「多摩市の文化・スポーツ」についての理解を深め、体力づくり・健康づくり、文化活動への参加を促進する必要があります。
- 市民主導により、地域で草の根的な交流が行われている中で、世代や地域、国籍等を超えた多様な交流・連携が求められています。友好都市や近隣市との交流、異世代交流や、多文化共生^{※1}社会の実現に向けた取り組みを進める必要があります。
- まちの歴史と文化の継承、質の高い文化・芸術の提供、文化芸術活動への支援など、地域の活性化につながる取り組みを進めます。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

スポーツの振興と環境整備

- スポーツ推進委員による地域のスポーツ活動の支援
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた、スポーツ活動の活性化

2

学習環境の整備

- 図書館のあり方を分散型から集約型に向けた検討
- 地域での図書館サービスに関する市民活動の推進

3

文化・芸術を活用した事業の推進

- 文化・芸術活動の取り組みによる市民文化の創造と発信の推進



多摩市民文化祭



東京ヴェルディによる
子どもサッカー
体験事業（ハケ岳）



多摩市武道祭



※1 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

政策 C3 だれもが平等で互いに尊重しあうまちづくり

現状と課題

- 世界の恒久平和に向けて、「多摩市非核平和都市宣言（平成 23（2011）年 11 月）」を行い、平和啓発事業を展開していますが、より効果的な事業内容を検討する必要があります。
- 人権は、だれでも心で理解し、感じることでできるものです。しかし、現実の社会では差別や偏見もあります。お互いを思いやる人権尊重の理念を普及するために、今後もさまざまな活動を推進していく必要があります。
- 男女平等・男女共同参画の推進に向けては、「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に基づき、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止や被害者保護の取り組みを進める必要があります。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

平和啓発事業の推進

- 平和展などの事業の実施
- 市内在住の児童・生徒を対象とした子ども広島派遣事業などの実施

2

人権啓発事業の推進

- 広報や人権啓発講座などの実施

3

男女平等・男女共同参画社会の推進

- 「多摩市女と男がともに生きる行動計画」の推進
- 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくり
- 性的指向・性自認などに関する理解の浸透や相談などの取り組み



多摩市平和展



TAMA 女と男がともに生きるフェスティバル

目指すまちの姿 4

働き、学び、遊び、みんなが活気と魅力を感じるまち

政策 D1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり



現状と課題

- 商業については、大規模店舗の立地など周辺環境の変化や消費行動の多様化、都市間競争の激化など、事業者にとって厳しい経営環境が続いています。
- 今後、まちの活力を維持し、税収の確保や雇用機会を創出していくために、地域経済の活性化とまちの魅力づくりが必要です。
- 地域経済の活性化には、市内企業の地力を伸ばすとともに、新たな企業の誘致や新しいビジネスの創出のための事業用地の確保に取り組む必要があります。
- まちの魅力づくりには、地域資源を活かした観光の視点からまちの魅力づくりを進め、情報を広く内外に発信することで、来街者や多摩市に住みたいと思う人を増やすことが重要です。
- 市内の農家戸数・農地は、都市化の進展とともに減少を続けており、農家数 107 戸、農地面積約 45ha にまで減少しています。
- 地産地消や食育などの取り組みを通じて、市民の農業への理解をさらに進めることも必要です。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

地域の特性に応じた商工業の振興

- 商工会議所等との連携による中小企業等への支援や新たな商店街振興
- 新たなビジネスの創出をするための産学官連携による創業支援事業の実施

2

企業誘致の推進

- 企業誘致の取り組みの更なる推進
(多摩市企業誘致条例の制定後、平成 26 年末までに 8 企業を誘致)

3

観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

- 市内の二大拠点（多摩センター、聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区）の活性化（市民、事業者等と連携したイベントの開催、せいせき多摩川花火大会の新生復活など）、地域資源（自然・歴史的な資源、ハローキティ、映画「耳をすませば」など）を活用した新たな魅力の発信

4

都市農業の振興

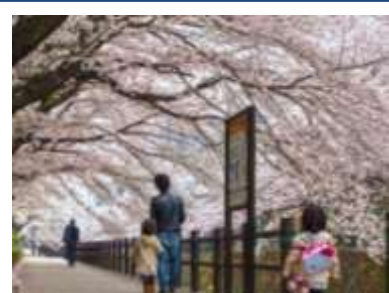
- 新たな担い手育成や農業経営をサポートする仕組みづくり
- イベント等を通じた地産地消や食育の取り組みの推進



ハロウィン in 多摩センター



耳をすませば」の世界観を表した
モニュメント「青春のポスト」



乞田川の桜

目指すまちの姿 5

いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち

政策 E1 安全・安心のまちづくり



現状と課題

- 東京都が公表した被害想定に基づき、平成 25（2013）年 12 月に全面修正した「多摩市地域防災計画」は、東日本大震災の教訓や、女性や災害時要援護者^{※1}等の視点を踏まえています。
- 今後 30 年で 70%の確率で発生すると言われている首都直下地震や、近年、頻繁に発生している風水害など、様々な災害に対応し、市内の被害を最小限に抑える必要があります。
- 市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、振り込め詐欺などの特殊詐欺、ひったくり、自転車盗などは依然として多く、子どもたちを狙った不審者の出没情報も多く寄せられています。
- 近年、高齢化の進展等により、「空き家」が増加しており、防災、防犯、環境などの面で全国的に課題となっています。法的整理を含め、総合的な対策を進める必要があります。
- 交通事故の全体件数は減少していますが、高齢者や自転車による事故の割合が増加しており、その対策が求められています。
- 放置自転車は減少傾向にありますが、通行障害防止や街の景観の維持向上のため、自転車の放置防止を呼びかける必要があります。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

多摩市地域防災計画に基づく防災体制の強化

- 災害時の情報伝達手段などあらゆる防災体制の強化
- 自治体や企業との災害時応援協定の積極的な締結
- 災害時医療に関する医療機関等との情報共有の充実

2

非常用食糧・避難所用資器材の備蓄

- 新たな被害想定に基づく食糧・避難所用資器材の備蓄の推進、防災倉庫の拡充

3

住宅、民間特定建築物^{※2}の耐震化の促進

- 住宅耐震化の支援、民間特定建築物の耐震化の促進

4

消防団の充実及び自主防災組織の拡大並びに自主防犯活動団体の結成支援

- 消防団員・自主防災組織数の確保による地域防災力の向上・市民の防犯意識の高揚

5

空き家対策

- 国の動向を踏まえた総合的な対策の推進



総合防災訓練
(消防団の活動)



総合防災訓練
(初期消火訓練)

※1 災害時要援護者：災害から身を守るため、一連の防災行動を取る際に、支援を必要とする人のことです。

※2 民間特定建築物：百貨店・病院・福祉施設など多数の者が利用する、一定面積以上の建物を指定しています。

政策 E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

現状と課題

- 多摩ニュータウンでは、高齢化、住宅設備や道路、公園、公共下水道等の老朽化が進みつつあり、具体的な取り組みについて「多摩ニュータウン再生方針」を策定し、実施していく必要があります。
- 聖蹟桜ヶ丘駅周辺をはじめとした既成市街地においても、安全で快適な交通空間を創出し災害に強いまちとしていく必要があります。
- 南多摩尾根幹線道路は交通渋滞や住宅街への車両流入が絶えないことから、本線部分を早期事業化する必要があります。また、関戸橋（下流側）は老朽化しているため、早期の架け替えが必要です。
- 交通ネットワークは、京王線、小田急線、多摩モノレールが基幹交通となり、市内を路線バスとコミュニティバス^{※1}が結び、交通不便地域の解消を図っています。小田急多摩線、多摩都市モノレールの延伸が検討されている中で、広域的な公共交通網について検討する必要があります。

今後 4 年間の重点的な取り組み

- 1 多摩ニュータウンの再生に向けた取り組み**
 - 初期入居地区の団地建替え事業の支援、歩行者専用道路、公園等の施設更新
 - 学校跡地の活用や近隣センターのあり方の検討
 - 多摩ニュータウン再生方針の策定・実施、多摩ニュータウンのイメージアップに向けた取組
- 2 既成市街地の都市基盤整備の促進**
 - 面的整備事業等により防災性・快適性の向上に配慮した道路、公園等の整備を促進
- 3 「ストックマネジメント^{※2}計画」および「都市基盤施設維持更新計画」の推進**
 - 小中学校の大規模改修や道路、橋りょう、公園、公共下水道の維持更新の計画的な実施
 - 公共下水道の公営企業への移行による、透明性の向上・更新コストの削減・効率的な経営
- 4 人にやさしい道づくりの推進**
 - 既成市街地における道路の改良（歩道の設置や狭小な歩道の拡幅の検討）
 - 街路樹が通行を阻害している箇所改善（間伐など）
- 5 広域域幹線道路の整備促進**
 - 南多摩尾根幹線道路の整備
 - 老朽化した関戸橋の架け替えの促進
- 6 交通網の充実**
 - 地域の交通ニーズに的確に応じるため、「多摩市交通マスタープラン」の改定検討
 - 「（仮称）地域公共交通活性化協議会」の設置、交通事業者と連携した交通網の維持・向上



多摩市コミュニティバス
(ミニバス)



橋りょうの
補修工事

※1 コミュニティバス：地方公共団体等が中心となって住民の移動手段を確保するために運行するバスです。

※2 スtockマネジメント：既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のことです。

人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち



政策 F1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり

- 今日の環境問題は、廃棄物問題、生物多様性^{※1}、地球温暖化など、非常に幅広く、深刻な状況です。環境にやさしいライフスタイルへの転換や事業活動の徹底など、さまざまな主体が実践する輪を広げていく必要があります。
- 平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原発事故は、エネルギー政策を見直す契機となりました。温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの活用が急速に進んでいます。
- 成長した樹木が日照や防犯上の問題として、暮らしに影響を及ぼしている場面が見られます。市民に愛されるみどりを市民とともに持続的に保全し、未来につながる「みどりの質の向上」が重要です。
- 循環型社会^{※2}への転換や限りあるごみの最終処分場の延命化を図るため、ごみの発生抑制や資源化促進の取り組みを進めています。しかし、焼却処理されているものの中には資源として活用可能なものが多く含まれており、更なる推進が求められています。

今後 4 年間の重点的な取り組み

1

低炭素・省エネルギー社会への転換

- 省エネ・節電行動に関する事例等の積極的な情報提供
- エネルギーの地産地消や低炭素社会の構築のため、市民等への再生可能エネルギーの普及啓発

2

まちの環境美化の推進

- 路上喫煙、たばこ、空き缶等のポイ捨ての防止など、まちの環境美化を市民協働で推進

3

市民協働による「みどりのルネッサンス」の取り組みの推進

- 市民協働により持続可能なみどりを築く「みどりのルネッサンス(再生)」の取り組みの推進

4

車両交通の円滑化促進

- 交通渋滞による CO² の排出量増加を抑制するため、南多摩尾根幹線道路の整備の促進

5

ごみの減量、資源の有効利用の推進

- 剪定枝や落ち葉を資源としての更なる活用
- 総ごみ量の削減、資源化の推進のため、事業系のごみの減量・資源化に関する取り組みの検討・実践



多摩市水辺の楽校の活動



省エネ出前講座

※1 **生物多様性**：さまざまな生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内にさまざまな差異が存在することです。生物多様性は人類の存続の基盤となっています。

※2 **循環型社会**：廃棄物などの発生抑制、適正な循環的利用の促進、適正な処分により、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する社会のことです。

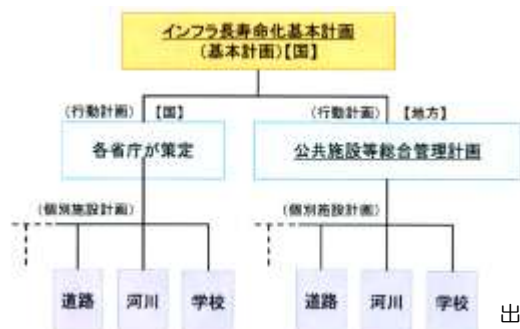
計画を推進するために

行財政改革の取り組み

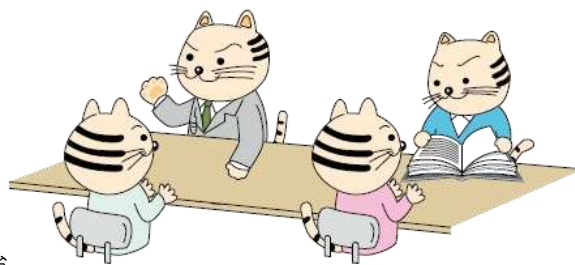
- 市の財政状況を明らかにするとともに、スピード感をもって改革に取り組み、将来の世代に安心して引き継げる持続可能な財政構造^{※1}を築いていきます。
- 多様化する課題に対し、市民の視点から解決に取り組み、市民満足度の向上を図るため、行政側の担い手である職員の政策形成能力の向上を図ります。また、より効率的な業務執行体制を目指し、職員定数の適正化、柔軟な組織体制の構築に引き続き取り組みます。
- 行政としての責任と役割をしっかりと踏まえた上で、NPOや事業者等と積極的に協働し、優れたノウハウの発揮によるサービスの充実を図ります。
- 近隣の自治体と連携・協力して行うことにより、効率的なサービス提供が行える分野については、広域的な連携を図ります。
- 出張所業務の充実を図り、市民サービスを向上します。
- 社会保障・税番号制度の導入による市民の利便性の向上、行政事務の効率化を図ります。
- 使用料等については、受益と負担のバランスのとれた適正な金額に改定します。

公共施設等のマネジメント

- 「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の方向性を踏まえ、施設目的の転換や施設サービスの改編等を進めます。
- 土地・建物等のさまざまな資産について、市民の財産を活かす視点から活用を推進します。
- 市役所本庁舎の今後について、過去に行った検討の検証とともに改めて「庁舎のあり方」の検討を進めます。
- 国の進める新公会計制度に対応した固定資産台帳を作成し、市が保有する土地、建物等の一元管理を進めるとともに、都市基盤、公共施設のマネジメントに活用します。
- 都市基盤および公共施設について、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等を定める「公共施設等総合管理計画^{※2}」を策定します。



出典：総務省

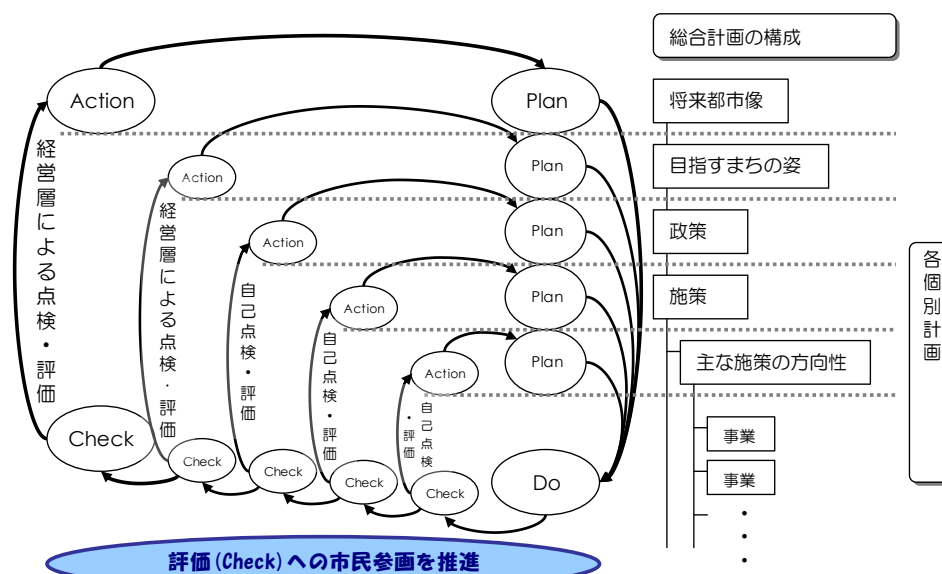


※1 持続可能な財政構造：歳入と歳出の均衡が取れ、将来にわたり安定的な財政運営ができる財政構造のことです。

※2 公共施設等総合管理計画：公共施設等の老朽化に対応するため、国における「インフラ長寿命化基本計画」策定の動きと合わせて、平成26年4月に総務省より全国の自治体に対して策定が要請されました。

総合計画の評価の仕組み

- 計画の進行管理は、PDCA マネジメントサイクルに則し、行政評価の手法で行っています。毎年度、施策の進捗状況を点検・評価し、目標達成に向けた見直しを行っています。
- 予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源（予算）の中で、より効果的・効率的な財源配分と事業選択をしていきます。
- 評価にあたっては、各個別計画の取り組みの成果を総合計画の評価につなげていきます。また、行政評価への市民参画により、市政への市民意見の反映を行うとともに、市民との行政情報の共有化を図ります。



財政の状況

- 昭和 62（1987）年から連続して、全国でも数少ない財政力が強いとされる地方交付税の不交付団体^{※1}に位置づけられるなど、これまで積極的な行財政改革に取り組むことで、財政の健全性を維持してきました。
- 歳入面では、企業誘致の成果等による法人市民税や固定資産税の増加がありました。景気動向や年齢構成の変化などの影響から、税収が減少傾向にあります。今後も、歳入の大幅な増加は期待できない状況です。
- 歳出面では、生活保護費など社会保障関連の経費が急増しています。また、多摩ニュータウン開発に合わせて集中的に整備してきた高水準の都市基盤と公共施設の老朽化への対応を本格的に進めていく時期に入っており、今後大きな財源が必要となります。
- 社会動向の変化を十分見極めながら、不断の歳出削減と新たな歳入の確保に努めるなど、引き続き行財政改革を確実に進め、健全な財政運営を進めていきます。

※1 **不交付団体**：普通交付税が交付されない団体で不交付団体といわれるもの。国が定める標準的な行政サービスを賄うのに必要な額を超える収入があると算定される場合には、普通交付税が「交付されないことから、一般に不交付団体を指して財政力の強い団体とされる。平成 26(2014)年度は、全国の市町村 1,718 団体のうち約 3.1%、54 団体のみが該当

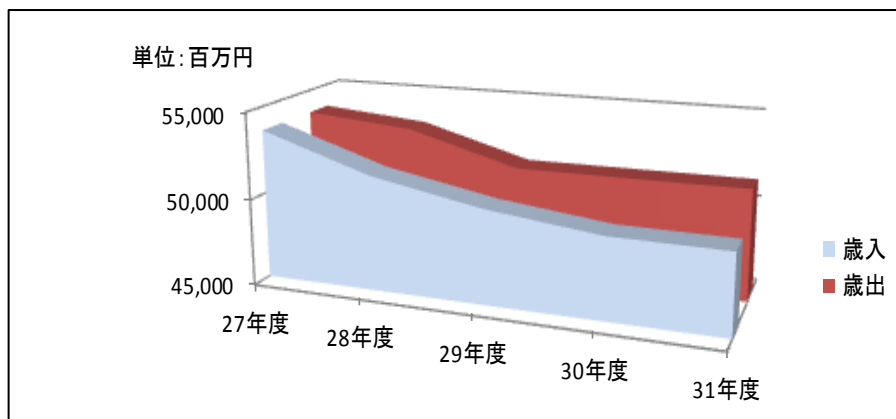
財政の見通し

- 「財政の見通し」とは、平成27(2015)年度予算をベースに現行の税財政制度が続く前提で、今後4年間の見通しを推計したものです。
- 平成 28 (2016) 年度から平成 31 (2019) 年度までの 4 年間で、現在対応が決まっている分だけでも約 58.5 億円の財源不足が見込まれています。
- 第 2 期基本計画の計画期間は、公共施設等の老朽化問題に対し本格的に対応を進めていくことが必要な時期に入ります。現在検討中の施設等についても、スピード感を持って、適切な道筋を立ていきます。

平成 27 年度から平成 31 年度までの財政の見通し

(単位：百万円)

項目						5年間 合計
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
歳入						
市税	27,936	27,741	27,777	27,450	27,430	138,334
市債	2,121	1,140	712	509	410	4,892
国庫支出金	8,393	8,901	8,495	8,693	8,802	43,284
都支出金	6,670	7,133	6,730	6,306	6,267	33,106
その他の収入	8,530	6,693	6,693	6,693	6,693	35,302
合計	53,650	51,608	50,407	49,651	49,602	254,918
歳出						
人件費	8,897	8,683	8,582	8,510	8,334	43,006
扶助費	14,346	14,616	14,965	15,309	15,621	74,857
公債費	2,110	2,185	1,990	1,965	1,869	10,119
物件費	9,187	9,215	9,183	9,186	9,192	45,963
補助費等	6,698	6,825	6,146	6,156	6,056	31,881
繰出金	5,507	5,824	6,386	6,745	7,211	31,673
その他	848	1,078	1,078	1,078	1,078	5,160
普通建設事業	6,057	4,674	2,983	2,384	2,009	18,107
合計	53,650	53,100	51,313	51,333	51,370	260,766
財源対策所要額	0	△ 1,492	△ 906	△ 1,682	△ 1,768	△ 5,848



※上記の数値には、第 2 期基本計画の期間中に改修工事等が必要と考えられるその他の施設（パルテノン多摩など）を含みません。現在改修工事等を検討中の施設を加えた場合、市債約 109.5 億円に加え、約 87.0 億円の財源対策等が必要と見込まれます。

	①上記の数値	②検討中の施設	①+②
普通建設事業費	約181.1億円	約89.1億円	約270.2億円
市債	約48.9億円	約60.6億円	約109.5億円
財源対策所要額	約58.5億円	約28.5億円	約87.0億円

多摩市自治基本条例

平成 16（2004）年 8 月に施行された自治基本条例は、市が定める最高規範です。
前文には以下のように記されています。

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。



多摩市職員
にゃんとも TAMA 三郎

総合計画は、多摩市公式ホームページ、市内各図書館、行政資料室などでも見られるチャ。

(<http://www.city.tama.lg.jp/>)



第五次多摩市総合計画 第 2 期基本計画（概要版）

平成 27 年 4 月発行

発行 多摩市 〒206-8666 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1 TEL042（375）8111（代表）

編集 企画政策部企画課

印刷物番号

26-50